

# 平成21年度概算要求主要事項の説明

平成20年8月

文部科学省

生涯学習政策局

平成21年度概算要求主要事項	1
1 家庭の教育力の向上	
家庭の教育力向上に向けた総合的施策の推進	3
2 社会全体の教育力の向上	
(1) 学校支援地域本部事業	5
(2) 放課後子どもプランの推進 －放課後子ども教室推進事業－	7
3 いつでもどこでも学べる環境の整備	
(1) 地域の知の拠点・ネットワーク推進事業	9
(2) 優れた社会教育重点推進プラン	13
(3) 環境教育総合プログラム開発事業	15
(4) 専修学校を活用した就業能力向上支援事業	17
(5) 小中高等学校等における地上デジタル テレビの整備に係る補助事業	19

# 平成21年度概算要求主要事項

生涯学習政策局

(単位：百万円)

事 項	前年度 予算額	21年度 要求額	比 較 増△減額	備 考
1 家庭の教育力の向上	1,492	1,995	503	1. 地域における家庭教育支援基盤形成事業 1,441 ( 1,153 ) 2. 子どもの生活習慣づくり支援事業(新規)等 554 ( 339 )
2 社会全体の教育力の向上	13,517	13,639	122	1. 学校支援地域本部事業 6,378 ( 5,040 ) 2. 放課後子ども教室推進事業 6,910 ( 7,765 ) 3. NPOを核とした生涯学習活性化プロジェクト等 351 ( 712 )
3 いつでもどこでも学べる環境の整備	2,066	10,782	8,716	1. 地域の知の拠点・ネットワーク推進事業(新規) 280 ( 0 ) 2. 優れた社会教育重点推進プラン(新規) 220 ( 0 ) 3. 環境教育総合プログラム開発事業(新規) 489 ( 0 ) 4. 専修学校を活用した就業能力向上支援事業(新規) 659 ( 0 ) 5. 小中高等学校等における地上デジタルテレビの整備に係る補助事業(新規) 7,500 ( 0 ) 6. 専修学校留学生総合支援プラン(新規)等 1,634 ( 2,066 )
4 教育改革に関する基本的な施策の推進	359	438	79	1. 教育改革の総合的推進 55 ( 39 ) 2. 中央教育審議会等 57 ( 57 ) 3. 指定統計調査等 326 ( 263 )

事 項	前年度 予算額	21年度 要求額	比 較 増△減額	備 考
5 情報通信技術を活用した 教育・学習の振興	293	571	278	1. 地域で取り組むIT安心利用推進 事業(新規) 259 ( 0 ) 2. デジタルテレビを活用した先端的 教育・学習に関する調査研究 等 312 ( 293 )
6 生涯学習政策局所轄・ 所管機関	15,754	21,122	5,368	1. 国立教育政策研究所 4,573 ( 4,121 ) 2. 放送大学学園 10,580 ( 7,863 ) 3. 独立行政法人国立科学博物館 4,973 ( 3,125 ) 4. 独立行政法人国立女性教育会館 996 ( 645 )
生涯学習政策局 計	33,481	48,547	15,066	

# 1 家庭の教育力の向上

## 家庭の教育力向上に向けた総合的施策の推進

(前年度予算額 1,485百万円)

21年度要求額 1,995百万円

### 1. 要求の要旨

都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。このため、身近な地域において子育てサポーターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進するなど、地域全体で家庭教育を支えていく必要がある。

また、地域の基盤形成と合わせ、子どもの生活習慣づくりの支援などの施策を行い、家庭の教育力の向上を図る必要がある。

### 2. 要求の内容

(1) 地域における家庭教育支援基盤形成事業 1,441百万円 (1,153百万円)

～すべての親へのきめ細かな支援手法の開発～

身近な地域において子育てサポーターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな家庭教育支援を行うことにより、家庭教育支援基盤の形成を促進する。

(2) 子どもの生活習慣づくり支援事業 478百万円 (新規)

家庭における食事や睡眠など、基本的な生活習慣の乱れに起因した子どもたちをめぐる問題に地域一丸となって取り組むため、平成20年度まで3年間実施した「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における先進的な実践活動等についての調査研究成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着を図る普及モデルの検証を行う。

# 家庭の教育力の向上

20年度予算額 1,485百万円  
21年度要求額 1,995百万円

## 背景

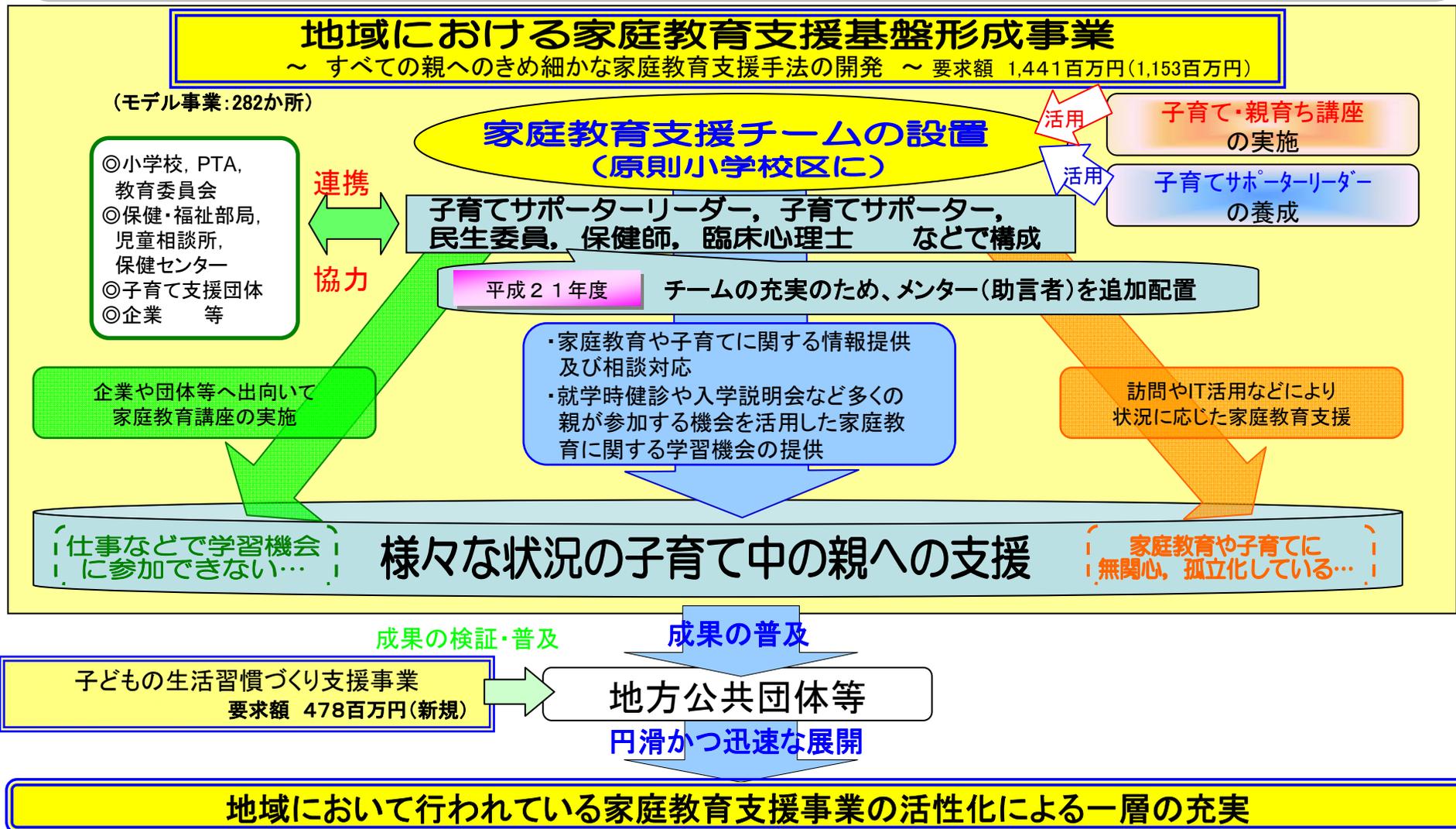
### ○家庭の教育力の低下

都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

### ○教育振興基本計画

【施策】子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進

子育て経験者、民生委員や保健師などの専門家が連携し、チームを構成し支援するなど、身近な地域においてきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促す。



## 2 社会全体の教育力の向上

### (1) 学校支援地域本部事業

(前年度予算額 5,040百万円)

21年度要求額 6,378百万円

#### 1. 要求の要旨

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかにはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要がある。

このため、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行う「学校支援地域本部」の取組を推進する。これにより、地域の大人が多く関わることで、多様な体験、経験の機会が増えたり、規範意識やコミュニケーション能力の向上などの効果が期待され、かつ、教員がより教育活動に力を注ぐことができるようになり、学校教育の充実を図ることができる。さらに、地域住民が自らの知識や経験を生かす場が広がり、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上を図ることができる。

#### 2. 要求の内容

##### (1) 学校支援地域活性化推進委員会の設置 20百万円 ( 20百万円)

学校支援地域活性化推進委員会を文部科学省に設置し、学校、家庭、地域をつなぐ新たな連携方策の在り方等について検討、学校支援地域本部事業の選定、事業評価を行う。

##### (2) 学校支援地域本部事業の実施 6,358百万円 ( 5,020百万円)

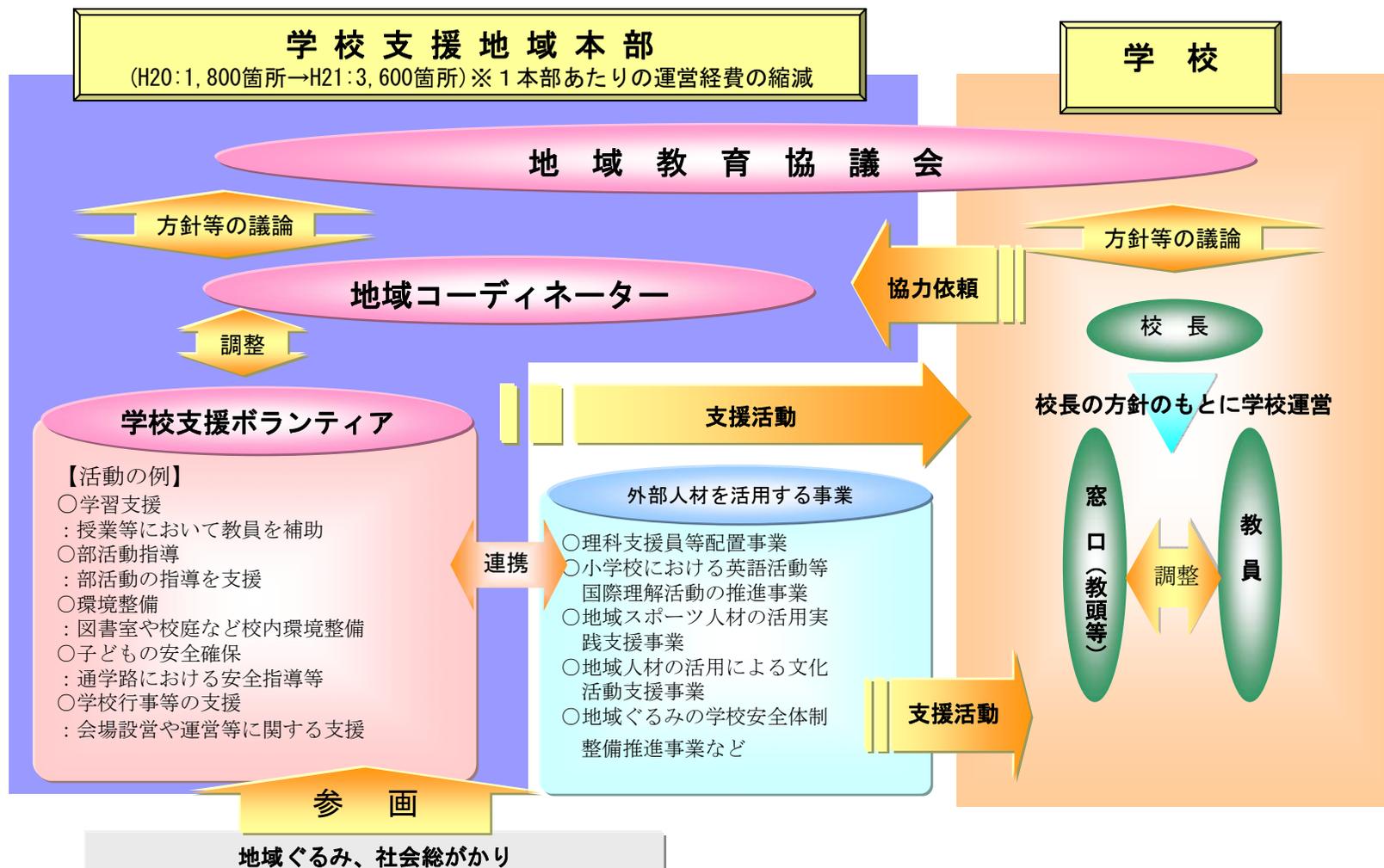
全国の市町村を対象に、地域にコーディネーターを置き、その連絡調整の下に地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を各市町村に1本部以上設置し、全国的な普及を目指す。

- ① 運営協議会の設置 (64地域)
- ② 実行委員会の設置 (1,800市町村)
- ③ 学校支援地域本部の設置 (1,800箇所 → 3,600箇所：全市町村対象)

※ 1本部あたりの運営経費の縮減

# 学校支援地域本部事業

(前年度予算額 5,040百万円)  
21年度要求額 6,378百万円



## 《教育支援に意欲のある地域住民》

保護者、地域のスポーツや文化に関する団体、学生、様々な資格・経験・技能を持つ人 など  
(参考) 団塊世代(昭和22年～24年生まれ)の退職者: 約280万人(1中学校区: 平均274.7人)

※上記は標準的な例であり、地域の実情に応じ実施内容等は異なる。

## (2) 放課後子どもプランの推進 －放課後子ども教室推進事業－

20年度予算額 7,765百万円

21年度要求額 6,910百万円

### 1. 要求の要旨

「放課後子ども教室推進事業」の全国の小学校区での実施に向け、引き続き事業を推進。

### 2. 要求の内容

- (1) 評価・普及啓発のための有識者会議の設置等 36百万円 ( 35百万円)  
文部科学省に事業内容や実施方法、事業効果等を評価・検証するための会議を設置。新たに、市町村への助言等により課題解消を図り、事業実施を促すため、有識者等を「放課後子どもプラン推進アドバイザー」として登録・派遣。
- (2) 総合的な放課後対策推進のための調査研究等 274百万円 ( 195百万円)  
総合的な放課後対策を効果的に推進するための調査研究及びモデル事業を実施。都道府県と民間団体との連携によるモデル的な放課後対策事業を新たに実施。
- (3) 放課後子ども教室推進事業の実施【補助事業】 6,600百万円 ( 7,535百万円)  
【種別】地方公共団体向け補助金 (1/3)  
【箇所数】15,000箇所 (前年同)
- ① 推進委員会の設置等 132百万円 ( 132百万円)  
各都道府県・指定都市・中核市に推進委員会を設置し、放課後対策の総合的な在り方を検討。
- ② 放課後子ども教室の実施 6,383百万円 ( 6,979百万円)
- ア. 運営委員会の設置 459百万円 ( 459百万円)  
全市町村 (指定都市・中核市を除く) に運営委員会を設置し、事業の運営方法等を検討。
- イ. コーディネーターの配置 1,002百万円 ( 1,002百万円)  
放課後対策事業の総合的な調整役としてコーディネーターを配置。なお、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、未実施小学校区においても措置。
- ウ. 放課後子ども教室の実施 4,922百万円 ( 5,518百万円)  
すべての子どもたちに対し、地域の大人の協力を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う地方の取組を支援。  
【年間開催日数の積算変更】 240日開催 2,500箇所 → 4,000箇所  
120日開催 10,000箇所 → 2,000箇所  
60日開催 2,500箇所 → 9,000箇所
- ③ 放課後子ども教室の開設備品費 (初度調弁) 85百万円 ( 424百万円)

# 放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)

20年度予算:77.7億円  
21年度要求:69.1億円

- 学校の余裕教室や校庭等を活用し、地域の大人の協力を得て、子どもたちの安全で安心な活動拠点(居場所)を整備
- 放課後や週末等に、子どもたちに学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を実施

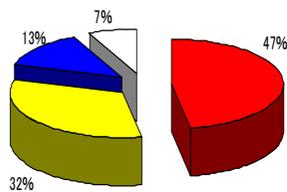
<p><b>都道府県</b> ＜推進委員会＞</p>  <p>○域内の総合的な放課後対策事業の在り方検討 ○研修の実施</p>	<p><b>市町村</b> ＜運営委員会＞</p> <p>コーディネーター (総合調整)    安全管理員</p>  <p>学習アドバイザー</p> <p>○教室の実施 ○活動内容、運営方法検討</p> 	<p>■活動メニュー例 体験: 野球、茶道、書道、伝統芸能 など 交流: 地域住民との異世代交流、異学年交流 など 学び: 宿題、補習、英会話、科学実験 など その他: 昔遊び、地域行事への参加 など</p> <p>■実施場所 学校の余裕教室や図書室・体育館、公民館 など</p> 	<p>補助率</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>1/3</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td>1/3</td></tr> <tr><td>市町村</td><td>1/3</td></tr> </table>	国	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3
国	1/3								
都道府県	1/3								
市町村	1/3								

## 本事業の効果

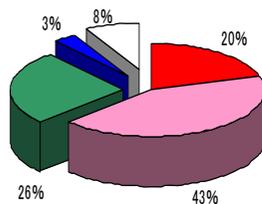
(子ども)  
(子ども以外)



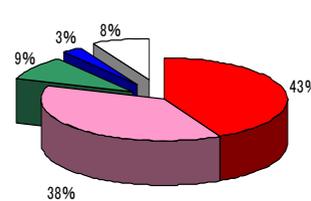
(子ども) 地域の大人のひとと挨拶をしたり、話をしたりするようになった



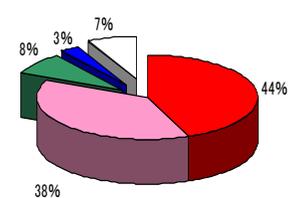
(子どもの保護者) 子どもが違う学年の友達とよく遊ぶようになった



(コーディネーター) 子どもの居場所づくりに関する各地の取組に対して、意識や関心が高くなった



(安全管理員、学習アドバイザー) 地域の子どもに対する意識や関心が高くなった



## 平成21年度概算要求の主な内容

<p><b>都道府県分</b></p>	<p>推進委員会の設置、放課後子どもプラン指導者研修 →全都道府県・指定都市・中核市分を要求</p>	
<p><b>市町村分</b></p>	<p>実施箇所数→1万5千箇所分を要求</p>	<p>「運営委員会」の設置→全市町村分を要求</p>
<p>全国の小学校区での実施を目指す</p>	<p>コーディネーターの配置→全小学校区分を要求</p>	<p>安全管理員、学習アドバイザーの配置→1万5千箇所分を要求</p>
<p>本省経費・委託費</p>	<p>放課後子どもプラン推進アドバイザー→300市町村分(新規)</p>	<p>民間団体を活用した放課後対策モデル事業→6箇所分(新規)</p>

### 3 いつでもどこでも学べる環境の整備

#### (1) 地域の知の拠点・ネットワーク推進事業

(新規)  
21年度要求額 280百万円

##### 1. 要求の要旨

図書館・博物館は、社会教育施設の中でも利用度の高い、いわば「地域の知の拠点」である。

教育振興基本計画等において図書館は、地域の実情に応じた情報提供サービスの充実が求められている。特に図書館未設置の市町村にあっては、今後速やかに図書館の整備に向けた取組が期待されており、当該地域などでの図書館サービスを普及・定着させるための仕組みづくりを実践する。

また、博物館についても、広域的な地域連携や館種を超えたネットワーク構築の必要性が提言されていることから、学芸員の交流等を通じた多様な博物館におけるネットワークを構築し、その成果を広く全国に周知することにより、博物館の新しい可能性を開拓する必要がある。

さらに、6月11日に公布・施行された改正図書館法及び改正博物館法において、新たに図書館・博物館の運営の状況に関する評価の努力義務規定が盛り込まれたことや社会の要請を踏まえ、図書館・博物館の評価基準やリスクマネジメント等に関する指標・ガイドラインを策定する。

##### 2. 要求の内容

(1) 図書館機能を活用した「地域の知の拠点」づくり推進事業 111百万円

- ① 実践研究等の実施（23箇所） 66百万円
  - ・ 文部科学省に図書館関係者及び有識者等からなる検討委員会を設置し、地域の知の拠点としての図書館の推進方策を総合的に検討する。
  - ・ 現在、図書館が緊急に対応を求められている主要事項（評価方法、リスクマネジメント、指定管理者の実態）に関する先進的取組等の調査研究を行う。
  - ・ 図書館未設置市町村にある図書室などを拠点に、地域における図書館サービスを普及・定着させるための仕組みづくり、ガイドライン策定のための実践研究を行う。
- ② 「地域の知の拠点」支援事業（5箇所） 17百万円

地域における図書館機能を一層推進するため、地域の司書有資格者を図書館ボランティアの中心的存在としてその能力を活用する図書館支援活動を展開する。
- ③ 研究協議会の開催（5箇所） 28百万円

図書館機能と地域の図書館間のネットワークの強化を図るため、研究協議会「ディスカバー図書館」を開催する。

(2) 地域で輝く博物館連携推進事業

169百万円

- ① 博物館企画委員会の設置 9百万円  
文部科学省に博物館関係者及び有識者等からなる企画委員会を設置し、博物館の在り方等に関する必要な検討を行う。
- ② ネットワーク構築推進事業の実施 130百万円  
博物館ネットワークを既に構築している取組をさらに広げるため、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークを構築し、博物館の新たな可能性を開拓することや学芸員の交流等を通じて、博物館機能の高度化を推進する。  
(24カ所(3類型<自然系、歴史系、美術系>×8カ所))
- ③ 調査研究の実施(3テーマ) 30百万円  
現在、博物館が緊急に対応を求められている主要事項(評価方法、リスクマネジメント、指定管理者の実態)に関する先進的取組等の調査研究を行う。

# 地域の知の拠点・ネットワーク推進事業

## 図書館機能を活用した「地域の知の拠点」づくり推進事業

(新規)

21年度要求額 111百万円

子ども読書活動推進基本計画  
(平成20年3月)

・公立図書館等の機能強化  
(公立図書館未設置市町村の解消)

図書館法の一部改正  
(附帯決議)(平成20年6月)

・運営状況に関する評価、  
情報の提供の推進  
・有資格者の活用方策、指定管理者の実態

2010年を国民読書年と  
する決議(平成20年6月)

読書の街づくり、  
読書に関する市民活動の活性化

学校支援地域本部事業

放課後子ども教室推進事業

検討委員会【国】

(66百万円)

実践研究【都道府県・市町村】(20箇所)

- 未設置市町村、市町村合併後も図書サービスの遅れている地域での図書サービス充実
- 自己評価・外部評価に関する実践研究

調査研究【民間団体(シンクタンク)】(3箇所)

- 評価のガイドライン策定
- 指定管理者の実態の分析
- リスクマネジメント

「地域の知の拠点」支援事業

【都道府県・市町村】(5箇所) (17百万円)

地域の司書有資格者を図書館ボランティアとしての能力を有効活用する図書館支援活動の展開

研究協議会

【国、都道府県・市町村】(5箇所) (28百万円)

図書館機能と地域のネットワークの強化を図る研究協議

「地域の知の拠点」のパワーアップ

国民の読書力の向上

国民読書年に掲げる「心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現」





地域の知の拠点・ネットワーク推進事業

# 地域で輝く博物館連携推進事業



(新規)

21年度要求額 169百万円

## 博物館が抱える緊急の課題

**博物館法の一部改正（附帯決議）**

- ・運営状況に関する評価、情報の提供の推進
- ・登録制度の見直しに向けた検討
- ・指定管理者導入の影響

**教育振興基本計画**

- ・広域的な地域連携や館種を超えたネットワークの構築の推進

## 対応方策

博物館が地域の理解を得ながら安定的・継続的に活動を行うために、緊急的な課題を解決する方策を検討するとともに、予算・人員の削減など厳しい状況下においても、博物館の連携を通じて、博物館資料の有効活用や博物館の新たな可能性を開拓する。

## 事業の内容

**①文部科学省企画委員会**  
博物館のあり方について国内外の事例も含め総合的に検証する。

### ②調査研究の実施

企画委員会での企画に基づいて実証的な調査研究を計画的に継続的に行う。

- ・評価制度の構築に関する調査研究
- ・博物館における施設管理・リスクマネジメント
- ・博物館における指定管理者の実態に関する調査研究

### ③博物館ネットワーク構築推進事業

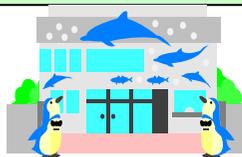


館種が異なる博物館が連携することにより、博物館の新たな可能性を開拓

博物館関係の会議での周知や報告書の作成・配布

## 成果

地域で輝く博物館の育成



## (2) 優れた社会教育重点推進プラン

(新 規)

21年度要求額 220百万円

### 1. 要求の要旨

教育振興基本計画に基づき、社会教育施設が拠点となって地域の課題に対応した学習機会を提供する取組を推進するため、公民館等を中心として関係機関・団体の連携協力のもとに地域全体で行う社会教育に関する取組のうち、特に優れたものを重点的に支援し、その普及を図る。

また、教育基本法において、社会の要請に応える教育を国及び地方公共団体が奨励すべきことが規定されたことを踏まえ、社会の要請が強い新たな学習課題に対応する社会教育プログラムの開発を行う。

さらに、社会教育法の改正をうけて、公民館の適切な評価が行われるよう、指針及びガイドラインの策定を行う。

### 2. 要求の内容

#### (1) 社会教育重点推進プログラムの実施 (24事業) 204百万円

地域における公民館等を中心としたコンソーシアム形式による社会教育の総合的な取組について、有識者や専門家等の公正な審査により選定し、特に優れた取組を支援するとともに、これを広く全国に発信することで、全国的な取組の普及促進を図る。

#### (2) 社会の要請に対応した学習・人材養成プログラムの開発 8百万円

有識者や専門家、社会教育関係者等で構成する調査研究協力者会議を設置し、関係省庁とも連携を図りつつ、民間団体等に実践研究を委託し、社会の要請が強い新たな課題に関する学習プログラム及びその企画等を行う人材の養成プログラムを開発し、普及する(平成21年度は、安全・安心、職業に必要な知識技能の2テーマを予定)。

#### (3) 公民館の評価に関する調査研究の実施 8百万円

地域の身近な学習拠点である公民館の運営状況に関する評価が適切に行われるよう、指針及びガイドラインを策定するための調査研究を行う。

# 優れた社会教育重点推進プラン

(新規)  
平成21年度要求額 220百万円

## 【教育振興基本計画】

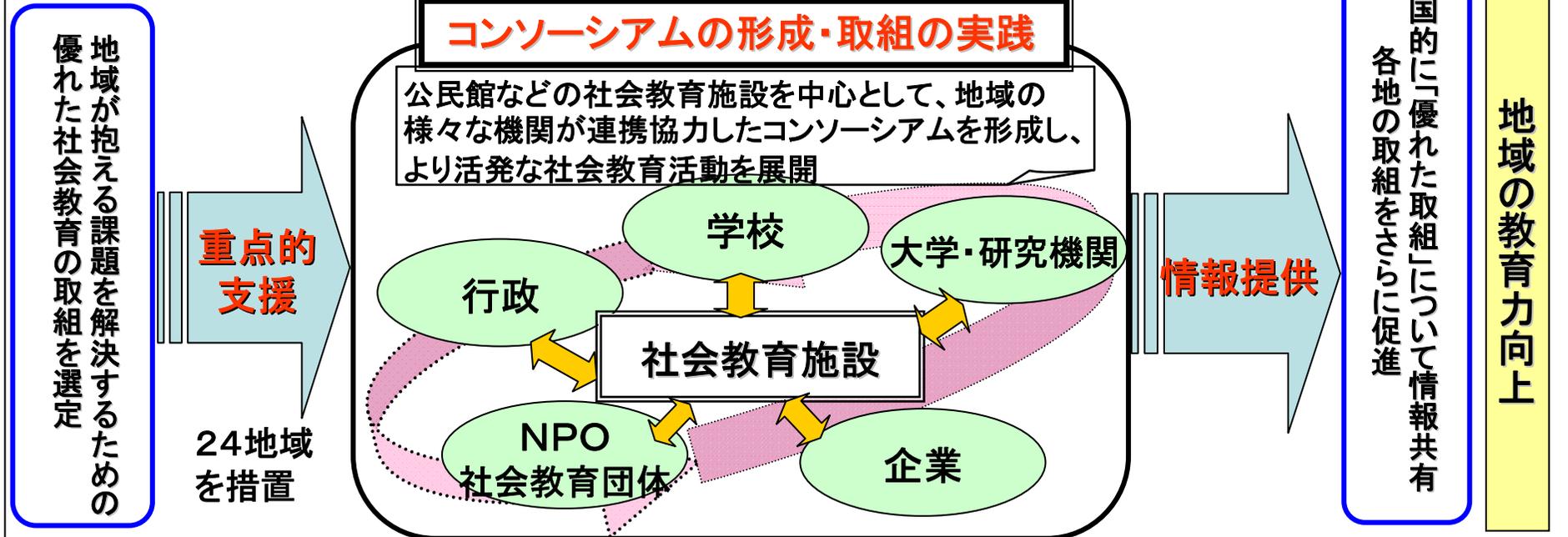
### ◇社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進

学校内外において、社会生活を営む上で重要な課題に対応するための学習機会の提供を推進する。

### ◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり

公民館をはじめとする社会教育施設について、地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習の拠点、さらには人づくり・まちづくりの拠点として機能するよう促す。あわせて、公民館の運営状況に関する評価の実施や、地域住民に対する積極的な情報提供を促す。

## ○社会教育重点推進プログラムの実施 【平成21年度:204百万円】



## ○社会の要請に対応した学習・人材養成プログラムの開発 【平成21年度:8百万円】

教育基本法において、社会の要請に応える教育を国及び地方公共団体が奨励すべきことが規定されたことを踏まえ、社会の要請が強い新たな課題に対応する学習プログラムの開発を行う(平成21年度は、安全・安心、職業に必要な知識技能の2テーマを予定)。

## ○公民館の評価に関する調査研究の実施 【平成21年度:8百万円】

社会教育法の改正をうけて、公民館の運営状況に関する評価が適切に行われるよう、指針及びガイドラインを策定するための調査研究を行う。

## (3) 環境教育総合プログラム開発事業

(新規)

21年度要求額 489百万円

### 1. 要求の要旨

地球環境の悪化が深刻化する中、洞爺湖サミットにおいて具体的な地球温暖化対策が議長総括された。また、「教育振興基本計画」(20.7.1閣議決定)において、環境教育の充実のための取組や仕組みづくりを推進することが求められているとともに、「低炭素社会づくり行動計画」(20.7.29閣議決定)において、地域における環境保全の取組を支援し、地域に根ざした活動が定着して全国に広がり、国民一人一人が足元から行動する社会を目指すことが、具体的な施策として盛り込まれた。

これらを踏まえ、社会教育においても環境教育を進め、広く国民全体で環境に関する取組を進めていく必要がある。そこで、各地域において、関係機関・団体等のネットワークを構築しながら、地域住民が総がかりで環境に関する学習・実践活動を進めるよう、地域におけるモデルプログラムを開発し、全国への普及を図る。

### 2. 要求の内容

#### (1) 環境教育推進協議会の設置

5百万円

環境教育総合プログラム開発事業の委託先の選定、事業の適切な実施のための助言や事業の評価、先進的事例の収集・分析等を行う協議会を文部科学省に設置する。

#### (2) 環境教育総合プログラム開発事業の実施 (47地域)

468百万円

##### ① プログラム開発委員会の設置

環境教育の推進のため、市町村規模に有識者や社会教育関係者で構成する委員会を設置し、地域における環境教育に関する事業の企画、計画策定、分析、検証等を行い、地域の特色を生かしながら地域全体で取り組む環境教育モデルプログラムを開発する。

##### ② 総合プログラム事業の実施

プログラム開発委員会の企画、計画に沿って、関係機関・団体のネットワークを構築しながら、環境教育に関する市民総がかりの総合的な事業を実施する。

- NPO等民間団体、社会教育団体、企業、行政など、地域の多様な関係者を集めた市民環境会議を開くなど、広く市民全体の共通理解と参画意識を高める。
- 環境教育講座や研究交流会、意識啓発のキャンペーン、様々な学習・実践活動などの事業を実施する。

#### (3) ブロック研修会等の実施

16百万円

各地域における取組事例を収集・分析した事例集等の作成・配布と全国6ブロックでの研修会を実施することにより、環境教育に関する市民総がかりの活動の全国的な普及を図る。

# 環境教育総合プログラム開発事業

○ 地球温暖化対策のための市町村における総合的な取組の実践プログラムの開発と実施により環境教育の推進を図る。

(新規)

21年度要求額 489百万円

## 課題

- ・国民一人一人が地球温暖化対策に取り組んでいくため、社会教育における環境教育の推進が不可欠
- ・各地域で環境保護活動は実施されているが、関係団体等の連携による地域全体での総合的な環境教育の全国的な情報共有が必要

## 事業の目的

- ・関係機関・関係団体のネットワークを構築し、地域住民が総がかりで環境について学び、実践するプログラムを開発・実施
- ・プログラムの開発・実施により、環境保護に対する意識の向上と実践化

## 背景

### ○教育振興基本計画

(20.7.1閣議決定)

#### ◇環境教育の推進

- ・環境教育の充実のための取組や仕組みづくりを推進するため、関係府省や地域公共団体の関係部局が連携し、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる環境教育・学習の機会の多様化を図るとともに、指導者の質の向上を図る。

### ○低炭素社会づくり行動計画

(H20.7.29閣議決定)

#### ◇低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み

- ・環境問題に取り組む団体、人材とも連携し、学校や地域で排出削減に役立つ教育を進めることで、生涯を通してあらゆるレベル、あらゆる場面の教育において、低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れていく。

- ・地域や家庭においては、学校とも連携し、地域が一体となったESDの優良な取組の推奨・普及やコーディネーター育成の推進を図る。

### ○北海道洞爺湖サミット

議長総括

(H20.7.9)

- ・2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の50%削減を目標とする。
- ・森林、生物多様性、3R、持続可能な開発のための教育に関連した環境問題に取り組むことの重要性を確認する。

## 事業の実施

【市町村レベル】

## 環境教育総合プログラム開発事業の実施

[ 全国都道府県ごとに1市町村程度 47地域 ]

### プログラム開発委員会

計画策定、事業の調整、事業前後の検証、プログラムのまとめ

### 関係機関・団体等の共通理解と参画意識づくり

- ・NPO ・社会教育団体 ・社会福祉協議会 ・市民団体
- ・企業 ・商工会議所
- ・自治体 ・青年団 ・子ども ・老人会 ・団塊世代の会
- ・市民総がかり ・行政 ・教育委員会 ・公民館 ・学校 など

市民総がかり

ネットワークによる事業

### プログラムに沿った事業実施

(事業例)

市民環境会議

環境教育講座

環境保護活動

環境教育推進キャンペーン

NPO、企業等との連携事業

研究交流会

人材育成講座

## 地域の特性を生かした環境教育総合プログラム開発

環境教育の実施による温室効果ガス削減に向けた市民レベルの活動の広がり

## (4) 専修学校を活用した就業能力向上支援事業

(新規)

21年度要求額 659百万円

### 1. 要求の要旨

若者の早期離職者・フリーターやニート、定年退職をむかえる中高年等の社会人、子育てにより仕事を中断した女性等の、再就職を希望するが知識・技術の不足等により再就職が困難となっている者に対し、専修学校がその職業教育機能を活用した専門的・実践的な知識や技術の習得を目的とした実践型教育プログラムを提供し、再就職に必要となる就業能力の向上を支援する取組みをモデル講座として開設するとともに、その成果を全国に普及促進する。

### 2. 要求の内容

#### (1) 企画委員会の設置 5百万円

専修学校からの提案に対し、より事業効果が期待できる実施計画の審査・採択を行うとともに、事業の推進にあたり必要な調査等を行い、その成果の評価・普及促進を図る。

#### (2) 若者対象コース (@12,794千円×32ヶ所) 410百万円

若者の早期離職者・フリーター及びニートを対象に就業能力の向上に資する講座の提供を行なう。

早期離職者・フリーターについては、企業実習を含めた実践的なプログラムの提供により就職支援と高度職業人の養成を行なうとともに、キャリアコンサルティングの機会を設け再就職を支援する。

ニートに対しては、ニートを支援するNPO等の団体と協力したプログラムの開設等を行なうとともに、自立支援に資する学習相談等を実施する。

#### (3) 社会人対象コース (@4,942千円×16ヶ所) 79百万円

主に定年退職をむかえる中高年等の社会人は、定年後も活かせる専門的知識・技術や企業が必要とするパソコン・英語などの能力及びそれらを証明する公的な資格取得などについて、準備不足のまま再就職に臨むことが多く、このことが就業を妨げる原因となっている。

そのため、再就職においてこれまでの職業経験を活かしたキャリアアップが図れるよう、地域ニーズに対応した専門的知識・技術の習得や資格取得に資するプログラムを実施する。

#### (4) 女性対象コース (@4,942千円×32ヶ所) 158百万円

子育てにより仕事を中断した女性は、長く現場を離れることで、専門的な技術が低下したり、知識・情報等が停滞したりするため、離職期間が長くなるほど再就職が困難となる。そのため、技術・知識の再習得や最新の知識・情報などを学習し、離職期間中に低下した職業能力を向上させるプログラムを提供する。

#### (5) 成果の普及 7百万円

プログラムごとに受講生へのアンケート調査やフォローアップ等の事例を報告書にするとともに、成果報告会を開催して、全国的な取組に発展させるための普及を図る。

# 専修学校を活用した就業能力向上支援事業

21年度要求額 659百万円（新規）

## <実施体制>



専修学校の職業教育機能を活用した地域ニーズに対応した人材育成

○人口減少・高齢化社会の到来

○企業や地域等における人材不足



## <社会的背景>

## <対象>

若者を中心とした**早期離職者**や**フリーター**及び近年社会問題化している**ニート**

実践型教育プログラムの提供による**就業能力の向上**

主に定年退職をむかえる中高年などの**社会人**

子育てにより仕事を中断した**女性**

## <内容>

知識や技術の習得、就職支援・自立促進のための**キャリアカウンセリング**等の実施

就職支援体制の構築  
履修証明の発行・キャリアコンサルタントの活用・ジョブ・カードの活用

専門的知識・技術やパソコン・英語等の技術の習得及び資格取得の支援

専門的技術や最新の知識・情報等の習得支援

## <成果>

再就職・キャリア形成等の実現

# (5) 小中高等学校等における地上デジタルテレビの整備に係る補助事業

( 新 規 )  
21年度要求額 7,500百万円

## 1. 事業の要旨

平成23年7月のテレビ放送の地上デジタル放送への完全移行に伴って、大きな社会的混乱を招くことなく円滑にアナログ放送を終了するために、昨年度、内閣官房に關係省庁連絡會議が設けられ、政府全体の取り組みを推進することとされた。

今般、この關係省庁連絡會議において、今後の取り組みを加速させるために「地上デジタルテレビ放送への移行完了のためのアクションプラン2008」が決定されたところである。

このアクションプランによると、全国の小・中・高等学校等に設置されているアナログテレビを買い替え等にて置換し、地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境を早急に整備することが目標とされており、文部科学省は学校等の設置者である地方公共団体のこのような取り組みを支援することとされている。

これまでも、文部科学省は、教育委員会に対して説明会や広報等を通じて、デジタル化を推進していただくようお願いしてきたところであるが、現状は、学校に設置されている約60万台のテレビ受像機のうち、地上デジタルテレビ放送に対応しているものは約1%にすぎない。

現在、教育委員会や学校関係者からは、国の緊急かつ、積極的な財政支援なしには、相当な混乱を招くとの声が多数寄せられている。

これらを踏まえ、文部科学省としては、学校等において地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境を整備する地方公共団体等に対して、必要な経費の一部を補助する経費を要求する。

## 2. 事業の内容

地上デジタルテレビの整備に係る補助事業の実施 7,500百万円 ( 新規 )

種 別：地方公共団体向け補助金

補 助 率：2分の1

補助対象：小学校・中学校・高等学校等・幼稚園、公民館

補助期間：平成21年度から23年度までの3年間で整備

21年度要求額（補助金額）：75億円

### (1) 補助金総額

整備費（①アンテナ工事費＋②デジタルTV整備費＋③デジタルチューナー購入費）×補助率（1/2）

＝690億（①131億＋②507億＋③52億）×1/2＝345億円

### (2) 補助金年度割（3年計画）

年 度	21年度	22年度	23年度	計
補助金額	75億円	150億円	120億円	345億円

小中高等学校等における地上デジタルテレビの整備に係る補助事業(概要) 21年度要求額 7,500百万円

【課題・現状】

- ・平成23年7月のアナログ停波までに全国の小中高等学校等に設置されているテレビをデジタル化
- ・平成20年2月現在、学校に設置されている約60万台のテレビのデジタル化率約1%



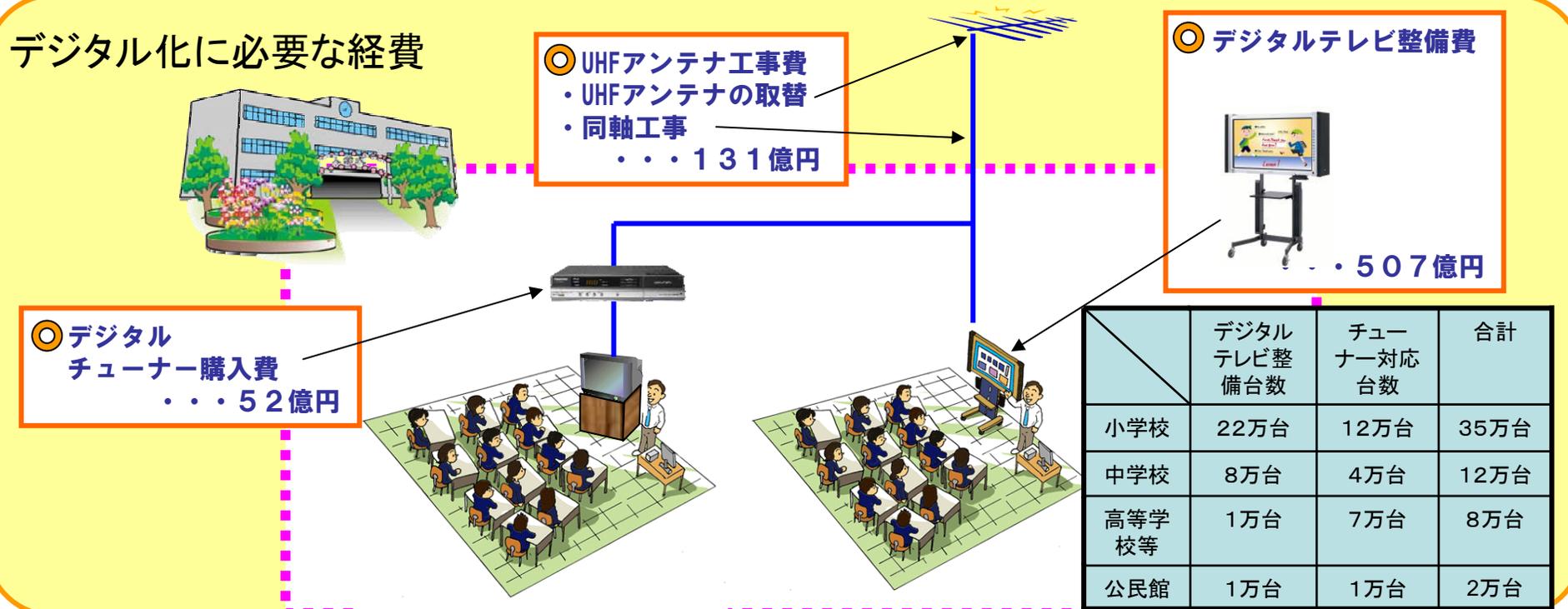
【施策の概要】

地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境を整備する地方公共団体に対して、必要な経費の一部を補助するとともに、地方財政措置を行う。

【平成21年度要求額(補助金額)】

整備費(アンテナ工事費+デジタルTV整備費+デジタルチューナー購入費)×補助率(1/2)  
 = **75億**

デジタル化に必要な経費



(注) 平成20年7月に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」が定めた「アクションプラン」では、「重要公共施設(学校、公民館等)は、優先してデジタル化を行う」とされている。